

## 「有料時間貸駐車場(およびカーシェアリング)運営事業者募集」に係る質問と回答

令和8年2月16日

| No | 要項の頁 | 項目名                     | 質問内容  | 質問回答  |
|----|------|-------------------------|---|---|
| 1  | P1   | 冒頭文に係る内容                | カーシェア設置は必須でしょうか？  | 三行目に記載のとおり、カーシェアリングは必置ではありません。  |
| 2  | P1   | 1 賃貸物件                  | 現在、タイムズで運営中の所でよろしかったでしょうか？  | お見込みのとおりです。   |
| 3  | P2   | 3 賃貸に関する条件<br>(4) 賃貸条件ア | 駐車場の設計、整備等の費用は事業者負担とするとの記載がありますが、現状のアスファルト舗装は現事業者が敷設したものですか。  | お見込みのとおりです。<br>なお、現状のアスファルト舗装は区所有となっております。  |
| 4  |      |                         | 高額紙幣等に対応可能な精算機の設置についての記載がございますが、高額紙幣とは2千円、5千円、1万円が該当しますか。   | 一万円札・五千円札が該当となります。<br>なお、二千円札も導入可です。  |
| 5  | P2   | 3 賃貸に関する条件<br>(4) 賃貸条件イ | 高額紙幣等に対応可能な精算機の設置についての記載がありますが、①「高額紙幣」「クレジット」「電子マネー」のいずれかを満たす機器の仕様であれば問題ないでしょうか。  | 硬貨および千円札による現金精算のほか、高額紙幣・クレジットカード・電子マネーのうち一種類以上の精算方法に対応することが最低限の基準となります。<br>ただし、P2 3(4)オに記載のとおり利用者の対応等が事業者の責任であることを踏まえ、利用者の利便性の観点から、事業者側の判断で複数の精算方法に対応した機種とすることは差し支えありません。 |
| 6  |      |                         | 同上②今回仕様書の趣旨は、近隣に両替等を対応できる施設がないことによる利用者様へ利便性を考慮しての内容と認識しております。<br>代替手段として、両替機の設置やコールセンターの対応等で仕様を充足出来るのであれば、このような対応でも差し支えないでしょうか。 | P6 14(2)オ2)に記載のとおり、利用者の問合せに備え、インターフォンを設置するか、電話によるコールセンター等による対応か、どちらか一方は必ず設けてください。   |

## 「有料時間貸駐車場(およびカーシェアリング)運営事業者募集」に係る質問と回答

令和8年2月16日

| No | 要項の頁 | 項目名                     | 質問内容  | 質問回答   |
|----|------|-------------------------|---|--|
| 7  | P2   | 3 貸貸に関する条件<br>(4) 貸貸条件ウ | 年間14日程度は隣接する総合体育館の事業で営業を停止するとの記載がございますが、その場合は貸付料の減額等のご対応はいただけますか。   | P12契約書(案)第4条第3項に記載のとおり、減額は行いません。   |
| 8  |      |                         | 営業を全て停止して全てのスペースを空けて下さいとありますか、カーシェアも移動との事でしょうか？   | お見込みのとおりです。  |
| 9  |      |                         | 駐車場の利用状況や収支等運営状況の月報を翌月15日までに提出することとの記載がございますが、利用状況としては日毎の入出庫数が報告対象となりますか。また収支等運営状況では支払い手段別(現金、電子マネー、クレジットカード等)の売上金額の報告も必要でしょうか。 | お見込みのとおりです。  |
| 10 | P2   | 3 貸貸に関する条件<br>(4) 貸貸条件エ | 駐車場の利用状況、収支等運営状況の月報を翌月15日までに提出とありますが、ご報告内容に指定はございますでしょうか。例)駐車場売上金、利用台数等   | 利用状況は日毎の入出庫数。また収支等運営状況は支払い手段別(現金、電子マネー、クレジットカード等)の売上金額を報告してください。   |
| 11 |      |                         | 収支とは売上・経費ということですか？<br>フォームがあれば教えてください。  | P15契約書(案)第19条に記載のとおり、売上実績となります。<br>様式はございませんので、利用状況や収支等運営状況が分かるものを提出してください。  |
| 12 |      |                         | 直近3年間の駐車場の利用状況、収支等運営状況を可能であれば月ごとでご教示ください。   | 直近3年間における精算台数は以下のとおり<br>R4年度 8,100台 R5年度 8,727台<br>R6年度 8,308台<br>直近3年間における売上は以下のとおり<br>R4年度:6,110,740円 R5年度:6,219,120円<br>R6年度:6,134,530円 |

## 「有料時間貸駐車場(およびカーシェアリング)運営事業者募集」に係る質問と回答

令和8年2月16日

| No | 要項の頁 | 項目名                     | 質問内容  | 質問回答  |
|----|------|-------------------------|---|---|
| 13 | P2   | 3 貸貸に関する条件<br>(4) 貸貸条件力 | 契約解除は、土地一時使用賃貸借契約書(案)第22条(2)より、国、地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に供するため賃貸物件を必要とする時は、当初契約の期限内(2年未満)、期限更新後契約満了前(2年以上3年未満)に關係なく、甲は、いつでも解約は可能か? | お見込みのとおりですが、現時点では解約は想定しておりません。                                    |
| 14 | P3   | 5 使用上の制限等 (2)           | 北側の未舗装部分を含め、車室の後方に、ナンバー認識ポール(ロック板に相当)を立てる等の利用は可能か?  | 差し支えありませんが、事前に埋設物等の確認をお願いします。                                     |
| 15 |      |                         | 現状17台ですが、余枠があると判断できれば台数を増やすことは可能か?  | 賃貸物件の使用にあたり、舗装種別や区画、台数の変更は可とします。関係法令、条例等を遵守し、事業者にて必要な手続きを行ってください。 |
| 16 | P4   | 9 事業者選定方法等(1)           | 最低入札金額が明記されていなかったのですが、おいくらでしょうか?  | 本件の事業者の募集にあたり、区が設定する最低制限価格は公表しておりません。                             |
| 17 |      |                         | 別紙書類には押印箇所(印鑑マーク)が見当たりませんが、すべて捺印レスで問題ないでしょうか。捺印が必要な書類がある場合は印鑑証明に登録している印鑑での捺印となりますでしょうか。   | 捺印は不要です。  |
| 18 | P4   | 10 スケジュール(2)            | 封緘の印鑑は必要でしょうか。その場合は他の提出書類と同じ印鑑となりますでしょうか。   | 封緘の印鑑は不要です。   |
| 19 |      |                         | 見積書はイ～キの書類とは別に見積書のみ角形2号封筒へ封入する認識でよろしいでしょうか。それとも見積書+イ～キを角形2号封筒へ封入してもよろしいでしょうか。   | イ～キの書類とは別に見積書のみ角形2号封筒へ封入する認識で問題ありません。                             |

「有料時間貸駐車場(およびカーシェアリング)運営事業者募集」に係る質問と回答

令和8年2月16日

| No | 要項の頁 | 項目名                            | 質問内容  | 質問回答   |
|----|------|--------------------------------|---|--|
| 20 | P6   | 14 その他(2)施設整備及び保守管理<br>キ 満空情報等 | 配信方式・頻度等の要件はございますか。   | 特にありません。                                       |
| 21 | P13  | 契約書(案)第7条<br>(賃料)              | 現事業者の賃料をご教示いただきたい。  | 現行の契約における賃料は、月額364,650円(税込み)です。                |
| 22 | P17  | 契約書(案)第24条<br>(原状回復)           | 「原状回復の範囲に関して協議を行い甲が原状に回復する必要がないと認めるとき」と記載されていますが、現時点で想定されている原状回復の基本的な範囲、または残置が認められる可能性のある既存内装・設備等があればご教示ください。 | 現時点では明確にお答えできませんが、双方協議の上、工作物等の残置が認められる場合もあります。 |